

14. 小規模自家用水道等対策

貯水槽水道

横浜市水道局

清塚 雅彦

貯水槽水道巡回点検

横浜市における受水槽以下設備の区分と法体系

区 分		適用法令
受 水 槽 以 下 設 備	専用水道 水道技術管理者 を配置し、その者が 水質管理及び施設管理を行う	水道法
	貯 水 槽 水 道 簡易専用水道（受水槽有効容量 10 m ³ 超） ・ 管理責任は設置者 ・ 設置者に年1回の定期清掃及び検査義務 ・ 市長は、改善指示、給水停止命令ができる。	水道法
	小規模受水槽水道 受水槽有効容量 8m ³ 超～10m ³ 以下 及び8m ³ 以下の地下式受水槽施設 ・ 管理責任は設置者 ・ 設置者に年1回の定期清掃及び検査義務 ・ 市長は、改善指示、給水停止命令ができる。 受水槽有効容量 8m ³ 以下（地下式以外） 管理状況の定期検査義務なし、市長は、改善指示、給水停止命令ができる	横浜市簡易給水 水道及び小規模 受水槽水道にお ける安全で衛生 的な飲料水の確 保に関する条例

平成22年度末施設数

	受水槽有効容量	施設数
簡易専用水道	10m ³ 超	8,656
小規模 受水槽水道	8m ³ 超～ 10m ³ 以下	1,371
	8m ³ 以下	7,708
計		17,735

貯水槽水道の管理の充実

衛生行政

貯水槽水道設置者

水の供給者

水道事業者と連携した
取組みの強化

地域の実情に応じた
積極的な関与



都道府県・政令市

水道法による規制

・検査結果に基づく
改善指示

・給水停止命令
・報告徴収, 立入検査

条例・要綱に
よる規制, 指導

・簡易専用水道に
準じた規制, 指導

簡易専用水道

(有効容量10m³超)

・管理基準の遵守
・第三者機関による検査の受検

小規模受水槽水道

(有効容量10m³以下)

・簡易専用水道に準じた管理

検査の徹底
管理の改善

設置者

利用者

給水契約

の確保
づく適正管理
供給規程に基

給水契約

・適切な管理,
検査受検の指導
・施設への立入,
改善の助言, 勧告

水道事業者

情報提供

・施設の管理状況等

貯水槽水道に関する横浜市条例文

管理者：水道事業管理者

管理者の責任（水道条例第36条2）

管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。

管理者は、貯水槽水道の利用者から給水栓の水質について検査の請求を受けたときは、必要な水質検査を行い、その結果を請求者に通知する。

設置者の責任（水道条例第36条3）

貯水槽水道の設置者は、法及び横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月横浜市条例第56号）に定めるところにより当該貯水槽水道を適正に管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

貯水槽水道巡回点検実施施設数

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	計
簡易専用水道 (受水槽有効容量 10m ³ 超)	82	2,088	2,677	1,767	2,876	9,490
小規模受水槽水道 (受水槽有効容量 8m ³ 超～10m ³ 以下)	169	470	271	259	440	1,609
小規模受水槽水道 (受水槽有効容量 8m ³ 以下)	192	1,936	2,150	2,112	3,282	9,672
計	443	4,494	5,098	4,138	6,598	20,771

巡回点検の結果

(単位：件)

指摘事項	20年度	21年度	22年度
吐水口空間の不備	24	18	12
オーバーフロー管・通気管の防虫網破れ	76	22	14
受水槽フタのがたつき・鍵なし	136	54	21
受水槽周辺に荷物がある	568	242	129
合計	804	336	176

※吐水口については改善指導。その他は助言を行った箇所数